

# 令和5年第3回教育委員会定例会日程

日 時 令和6年3月26日（火）午後1時30分  
場 所 大栄農村環境改善センター 会議室4

## 1 開 会

## 2 会議録署名委員の指名

## 3 行政報告

教育長、教育総務課長、生涯学習課長、図書館長、中央公民館長

## 4 議 案

議案第12号 令和6年度北栄町立小学校及び中学校の学級編成基準について

議案第13号 北栄町学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第14号 北栄町産前産後ヘルパー派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

議案第15号 北栄町スポーツ県外派遣費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

議案第16号 令和6年度こども園、小学校及び中学校医の委嘱について

議案第17号 北栄町中学校区学校運営協議会委員の任命について

議案第18号 北栄町社会教育委員及び公民館運営審議会委員の委嘱について

議案第19号 北栄町文化財保護委員会委員の委嘱について

議案第20号 北栄町歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱について

議案第21号 北栄町図書館の臨時開館について

## 5 協議事項

協議事項なし

## 6 報 告

・令和6年度学校給食費一食単価等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料1

・要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費支給にかかる認定審査  
結果について・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料2

・校区外・区域外就学の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料3

・令和6年3月北栄町議会 一般質問について・・・・・・・・・・・・・・・・・・別冊

## 7 その他

・着任式 4月2日（火）午後4時から

・第4回定例会 4月 日（ ） 時 分から

## 8 閉 会

# 3月 行政報告

=教育長=

◎業務内容

- 2月28日 人権を尊重するまちづくり審議会
- 2月29日 倉吉北高卒業式出席 中部学校保健会理事会
- 3月1日 倉吉西高卒業式出席 ALT プロポーサル審査会 人権協力員研修会
- 3月2日 「発掘された人骨からわかること」講演会 篠田先生出迎え  
教職員人事地教委折衝
- 3月3日 地教委内示
- 3月4日 シニアクラブ閉校式
- 3月5日 教育連絡会 発達支援関係者会議
- 3月6日 議会議案説明 教育委員会臨時会
- 3月7日 大栄小読み聞かせ 議会総括質問
- 3月8日 中学校卒業式（大栄中）
- 3月11日 議会一般質問
- 3月12日 学校内示 議会一般質問 行政報告会
- 3月13日 議会予算決算常任委員会
- 3月14日 中部局訪問
- 3月15日 小学校卒業式（大栄小） 社会教育委員会兼公民館運営審議会  
幼児通級指導教室受理会議
- 3月18日 校内教育支援センター打合せ 学校給食運営委員会
- 3月19日 子ども子育て支援会議 文化財保護委員会 教育相談等連絡会
- 3月21日 中部こども支援センター修了式 CS コーディネータ連絡会  
竹歳育英会理事会 教育委員会臨時会
- 3月22日 卒園式 エイほくえい報告会 防災会議
- 3月23日 北条みどり卒園式 ほくほく食堂 DJ・HAGGY 講演会
- 3月24日 斎尾家住宅公開
- 3月25日 議会審議 文化団体協議会総会 こどもほくえい塾人形劇
- 3月26日 教育委員会定例会 教育行政評価委員会

【園・学校の動きから】

卒業・卒園・進路決定

第12回 教育連絡会 教育長連絡

令和6年3月5日

北栄町教育大綱の基本理念

「学びを通して 夢を実現する人づくり」 ※3つの基本目標と20の基本施策

〔着眼点〕『学校教育の裾野の形成 ～ポストコロナ時代の仕組みづくり～』

観点Ⅰ 地域とともにある教育（ひろがり）

観点Ⅱ 幼小中一体的な教育環境づくり（つながり）

観点Ⅲ 授業改善（たかまり）

## 【園・学校の動きから】

- 県立高校一般試験出願      ○交通事故・違反 具体例に学ぶ
- 給食の異物混入

## 【町教育委員会としての取り組みの重点】

### ○だれ一人取り残さない教育の基盤づくり（全）

- ・「校内教育支援センター」（スペシャルサポートルーム等）の立ち上げへ→専任指導員（加配）、SSWの2人制
- 「必ずしも教室復帰をゴールとしない＝自立に向けた力をつける」

### ○コミュニティ・スクールとしての発展支援（Ⅰ・Ⅱ）

- ・CSコーディネータの交代（大栄）
- ・地域団体の動きの活発化  
『E I ! HOKUE I』 3/24DJ・HAGGYさんトークイベント  
「あつまらいや北条」3/30 茶臼山桜まつり  
大栄分館「子どもほくえい塾」 3/25 人形劇団クラルテ
- ・学校と地域、PTAがいかに学校課題に一体的に取り組めるか。

### ○授業および教育内容の連携づくり（Ⅱ・Ⅲ）

- ・学習指導の小中連携への理解をお願いします。

### ○コミュニティづくりとしての生涯学習の推進（Ⅰ・Ⅱ）

- ・「伝える力」の系統的育成→学・社連携し、伝え合う場づくりや活用を

## ＝教育総務課＝

### 1 外国語指導助手派遣委託業務の事業者の選定について

令和6年度から派遣を委託する事業者の選定にあたり、次のとおり審査会を開催し、委託契約の優先交渉権者を決定しました。今後、優先交渉権者と契約に向けた手続を進めます。

- （1）選定（契約）方法： 公募型プロポーザル方式
- （2）応募事業者： 2社
- （3）審査会： 3月1日、プレゼンテーション、審査（審査員5名）
- （4）優先交渉権者： 株式会社インタラック西日本（福岡県北九州市）

### 2 北栄町要保護児童対策地域協議会第2回実務者会について

3月4日、協議会を構成する関係機関の出席のもと、今年度第2回目の会議を開催しました。児童相談所及び町協議会にそれぞれ登録されている個別ケースについて、関係者間で状況と対応方針の共有を行いました。

### 3 北栄町学校給食運営委員会について

3月18日、今年度の学校給食運営委員会を開催しました。会では、今年度の給食事業の実施状況と決算（見込）状況の報告と、来年度事業計画等について協議が行われました。

なお、食材費の高騰に伴い、令和6年度の食材費「給食単価」を増額しますが、保護者負担「給食費」は従来どおりの金額に据え置くこととします。

1食当たりの単価

	食材費「給食単価」		
		保護者負担 「給食費」	公費負担
小学校	323円（R5+26円）	278円	45円
中学校	375円（R5+23円）	330円	45円

### 4 北栄町子ども・子育て支援会議について

3月19日、北栄町子ども・子育て支援会議を開催しました。子ども・子育て支援事業計画に基づき実施している各種子育て支援サービスの令和5年度の実施状況を報告し、出席委員より意見をいただきました。

### 5 2月の不登校、問題行動等の状況

(1) 不登校（30日以上）

(人)

学校	前月末	当月増	当月末							前年 同月
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	
北条小	6 (4)	1 (1)		1 (1)		1	4 (3)	1 (1)	7 (5)	9
大栄小	7 (3)				2 (1)		1 (1)	4 (1)	7 (3)	8
北条中	9 (1)		3	2	4 (1)				9 (1)	11
大栄中	15 (5)	1	4 (4)	2 (1)	10				16 (5)	15

・（ ）内は、今年度から不登校（30日以上）となった者

(2) 問題行動・いじめ

学校	問題行動・件数	いじめ認知件数
北条小	3年生、恐喝1 6年生、器物破損1	2年5、3年2、5年2、計9件。軽い暴力、冷やかしからかい、物隠し、その他。
大栄小	6年生、その他1、その他1(2人)	6年1、計1件。無視仲間外れ。
北条中	1年生、生徒間暴力1	1年1、2年2、3年1、計4件。冷やかしからかい、軽い暴力、その他。
大栄中		

### 6 学校教職員の超過勤務状況について

各小中学校教職員の2月分超過勤務の状況については、別紙のとおりです。

## ＝生涯学習課＝

### 1 北栄町人権を尊重するまちづくり審議会について

2月28日、北栄町人権を尊重するまちづくり審議会を開催しました。会長を福井利明さん、副会長を山根ひろ子さんに互選した後、北栄町人権を尊重するまちづくり推進計画の進捗状況を確認し意見をいただきました。

### 2 北栄町人権教育推進協力員研修会について

3月1日、北栄町人権教育推進協力員研修会を開催しました。令和6年度「人権を学ぶ会」で活用するDVDを選定するため、2本のDVDを視聴し、参加者の意見を集約したところ「性的マイノリティの人権」をテーマとした教材にすることになりました。

### 3 北栄みらい伝承館「企画展示」について

3月2日から4月7日までの期間、「発掘された人骨からわかること～考古学とDNA分析からわかる古代の北栄町～」の企画展示を行っています。町内では北条島、妻波、下種、上種、瀬戸、西穂波の各古墳から人骨が出土しています。今回の展示では、町内から出土した人骨を中心に、発掘資料やDNA分析などにより明らかになった当時の人々の特徴を紹介しています。また、3月2日には、国立科学博物館長の篠田謙一氏による「DNAから考える鳥取の古代人」と題した講演会を開催しました。参加者は116人でした。

### 4 第3回人権保育・教育担当者会の開催について

3月5日、ほくほくプラザで第3回人権保育・教育担当者会を開催しました。令和5年度の北栄町人権を尊重するまちづくり推進計画の進捗状況の確認、連携事業の事業報告と令和6年度に向けての協議を行った後、意見交換を行いました。

### 5 第2回北栄町社会教育委員会兼公民館運営審議会について

3月15日、第2回北栄町社会教育委員会兼公民館運営審議会を開催しました。令和5年度事業実施報告を行い、令和6年度の事業計画（案）について協議を行いました。

### 6 第3回北栄町文化財保護委員会について

3月19日、第3回北栄町文化財保護委員会を開催しました。令和5年度事業実施報告を行い、国特別天然記念物であるコウノトリの状況を報告するとともに、令和6年度の事業計画（案）について協議を行いました。

### 7 県指定保護文化財 齋尾家住宅限定公開について

3月24日、県指定保護文化財となりました齋尾家住宅の限定公開を行いました。手嶋町長より県指定保護文化財の指定書を伝達したあと、小畑建築士による解説を聞きながら、大正期の代表的な建築を満喫しました。

### 8 ほくほくプラザについて

#### ①絵本の読み聞かせ会

日時 3月10日(日)

概要 「ねないこ だれだ」

「ぴょーん」

「へんしんマラソン」

参加者 54人（幼30・小5・大19）

## ②ほくほく食堂

日時 3月23日（月）午前10時～午後1時

概要 ヤクルト出前授業、人権「ランドセルは海を越えて」、春休みの宿題

参加者 \_\_\_\_人

～今後の予定～

### ① 絵本の読み聞かせ会

日時 4月14日（日）午前10時～11時

概要 「なにができるでしょーか？」

「こんにちは こんにちは」

「もったいないばあさんのいただきます」

### ② 体験教室「おにぎりを作って出かけよう！」

日時 4月20日（月）午前11時30分～午後3時30分

概要 おにぎりを作って、レークサイド大栄に出かける

参加費 100円

対象 どなたでも（幼児・1年生は保護者同伴）

定員 20人

### ③ 職場体験教室「消防署へ行こう！」

日時 4月27日（土）午後1時20分～午後4時

概要 倉吉消防署へ出かけ、仕事について・消防車・救急車の  
仕組みを学ぶ。

参加費 100円

対象 どなたでも（幼児・1年生は保護者同伴）

定員 20人程度

## 9 今後の予定について

### (1) 北栄みらい伝承館

《企画展示》～北栄町の美術～「日本画家 引田逸牛」

期間 4月27日（土）から6月2日（日）まで

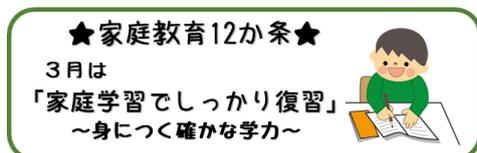
概要 今回は日本画家、俳人として活躍した引田逸牛氏を紹介します。中北條村（現北栄町）江北出身の引田逸牛氏（1901年～1996年、本名貞）は、友人の勧めにより、仕事の傍ら日本画を描くようになり、日本南画院賞や南画院会長賞などを受賞し、鳥取県美術展覧会や倉吉美術展覧会の審査員にもなります。また、ホトトギス同人として半世紀にわたり俳句を詠み続けた俳人でもありました。

## (2) ねんりんピック「全市町村リレーイベント」

日にち 3月30日(土)

会場 北条多目的広場

概要 愛媛県から引き継いだねんりんピック大会旗をバトンとしてつなげ、町長による大会旗披露と大会をPRする「全市町村リレーイベント」をあつまらいや北条主催の「茶白山桜まつり」の会場で行い、鳥取大会に向けて地域の機運向上を図ります。



## =図書館=

### 1 (夢の図書館プロジェクト企画)「読書の木」第3弾について

実施期間 3月2日(土)～31日(日)

場所 本館

内容 「あたたかいもの」をテーマに、おすすめ本を「花びら」の用紙、感想を「葉っぱ」の用紙に記入し、「読書の木」に貼りつけ、本紹介する企画

### 2 あたまイキイキ音読教室について

日時 3月16日(土) 午前10時30分～1時間

場所 中央公民館(北条)2階会議室

内容 絵本・昔話・詩等の音読、手遊びを実施(認知症予防にも効果あり)

参加者 \_\_人

### 3 DJ・HAGGYトークイベントについて

日時 3月23日(土) 午後3時～

場所 本館1階フロア

内容 DJ・HAGGYが、中高校生や保護者・教育現場他にメッセージを届ける企画

主催 エイ!ホクエイ!(企画財政課)

協力 北条中学校

参加者 \_\_人

### 4 例月の講座・行事の実施状況について

事業名	期日	場所	参加人数
おはなし会	3/3	図書館本館	2人
	3/10		2人
	3/17		__人
	3/24		__人
	3/31		__人
	4/11	大誠こども園	5歳児

	4/10	栄保育所	0.1.2 歳児
	4/10	大谷こども園	3 歳児
	4/__	由良こども園	__ 歳児

## 5 図書館の貸出状況等について

【令和6年2月分】

		先月報告 ①	今月② (2/1~2/29)	今年度累計 ①+②	前年同期 累計
来館者数 (人)	図書館	38,671	3,368	42,039	32,788
	北条分室	10,034	1,002	11,036	11,101
貸出冊数 (冊)	図書館	50,935	4,889	55,824	52,113
	北条分室	19,026	1,818	20,844	22,225

## =中央公民館=

### 1 シニアクラブ閉講式について

日 時 3月4日(月) 午後2時~4時

場 所 中央公民館 講堂

参加者 40名

概 要 講演 三朝温泉病院 作業療法士 松本周三さん  
皆勤賞(26名)表彰

### 2 北栄文芸編集会議について

日 時 3月12日(水) 午後1時30分~4時

場 所 中央公民館 会議室

参加者 5名

概 要 74号(4月10日発行予定)北栄文芸の編集会議

### 3 ほくえい未来ラボ「地域×観光」参加者募集について

日 時 3月25日(月)~4月26日(金)

募集人数 20人

対 象 町内在住、在勤、在校の高校生以上の方

町外在住でR5.4~R6.4.26に2万円以上のふるさと納税をされた方

※第1回:5月19日(日)午後1時30分~4時30分予定

### 4 例月の展示・講座・教室の実施状況について

事業名	期日	概要	参加 人数	講師等
ロビー展	3/2~14	絵手紙教室作品展	-	
	3/16~31	公民館講座作品展	-	

## 5 今後の予定について

### ・シニアクラブ開講式

日 時 4月22日(月) 午後2時～4時

場 所 中央公民館 講堂

概 要 講演「町政について」 北栄町町長 手嶋俊樹

「笑う門には福来る」 落語家 七代目 桂小文吾 さん

=中央公民館大栄分館=

### 1 例月の講座・教室の実施状況について

事業名	期日	概要	参加人数	講師等
ロビー展	3/2～30	絵画教室・虹色クラブ 作品展	—	
小筆教室	3/5	毛筆で小さい字を書く	34人	道祖尾良苑さん
	3/19		—人	
パソコンカフェ	3/11	初歩のパソコン・スマホ 教室	13人	福田愛治さん
	3/25		—人	
ペン習字教室	3/12		11人	道祖尾良苑さん
	3/26		—	
切絵教室	3/8		13人	寺地千代子さん
	3/22		—人	長柄敏子さん
子どもほくえい 塾	3/25	人形劇鑑賞	—人	人形劇団クラルテ 共催：つながる学校

## 2 今後の予定について

### ・子どもほくえい塾について

「デコいなりを作ろう」

日 時 4月6日(土) 午前10時～12時

場 所 中央公民館大栄分館

概 要 こいのぼりをイメージしたデコいなり作り

「たけのこ掘り」

日 時 4月20日(土) 午前9時～11時

場 所 中央公民館大栄分館集合

概 要 たけのこ掘り

議案第12号

令和6年度北栄町立小学校及び中学校の学級編成基準について

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第4条の規定により、令和6年度の北栄町立小学校及び中学校の学級編成基準を定めたいので、北栄町教育長に対する事務委任規則（平成17年北栄町教育委員会規則第5号）第2条の規定により委員会の承認を求める。

令和6年3月26日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

令和6年度同学年の児童・生徒で編成する1学級の児童又は生徒の数

(1) 小学校

1年	2年	3年	4年	5年	6年
30人	30人	30人	30人	30人	30人

(2) 中学校

1年	2年	3年
33人	35人	35人

(添付参考資料：議案第 12 号関係)

少人数学級編成 整理表 (協力金含む)

【小学校】

基準／学年	小1年	小2年	小3年	小4年	小5年	小6年
国	35人	35人	35人	35人	35人	40人
県	30人	30人	30人	30人	30人	35人
	②県単独	②県単独	①県・町	①県・町	①県・町	①県・町
町						30人
						③町単独

※③町単独は、学年児童数が 61 人から 70 人までが対象で、すべて町負担 500 万円。

①71 人から 80 人までが、県・町 1 / 2 協力金で半額負担。小学校は、教員 1 名分の負担となり、町負担 200 万円×1 名分となる。

②県単独は、すべて県費負担。町負担 0 円

【中学校】

基準／学年	中1年	中2年	中3年
国	40人	40人	40人
県	33人	35人	35人
	②県単独	①県・町	①県・町
町			

※①71 人から 80 人までが、県・町 1 / 2 協力金で半額負担。中学校は、原則、教員 2 名分 (学級数による) の負担となり、200 万円×2 名分となる。(学校の学級数により教員配置数は 1 名の場合もある。)

②県単独は、すべて県費負担。町負担 0 円

・町単独基準はない。

議案第 13 号

北栄町学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

北栄町学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の承認を求める。

令和 6 年 3 月 26 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会規則第●号

北栄町学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則

北栄町学校給食費徴収条例施行規則(平成29年北栄町教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(学校給食費に相当する経費の徴収)</p> <p>第6条 条例第6条第2項に規定する学校給食費の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 児童に準じた学校給食を提供したとき 1食につき<u>323円</u></p> <p>(2) 生徒に準じた学校給食を提供したとき 1食につき<u>375円</u></p> <p>2 略</p>	<p>(学校給食費に相当する経費の徴収)</p> <p>第6条 条例第6条第2項に規定する学校給食費の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 児童に準じた学校給食を提供したとき 1食につき<u>297円</u></p> <p>(2) 生徒に準じた学校給食を提供したとき 1食につき<u>352円</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 14 号

北栄町産前産後ヘルパー派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱

北栄町産前産後ヘルパー派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱を制定したので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の承認を求めらる。

令和 6 年 3 月 26 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

別紙のとおり

北栄町告示第 号

北栄町産前産後ヘルパー派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱

第1条 北栄町産前産後ヘルパー派遣事業実施要綱(平成29年北栄町告示第41号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="336 656 762 741">北栄町産前産後家事支援事業 実施要綱</p> <p data-bbox="276 763 368 801">(趣旨)</p> <p data-bbox="240 822 791 1160">第1条 この要綱は、母親が産前産後の体調不良等のため、家事を行うことが困難な家庭に、家事の援助を行う産前産後支援員(以下「支援員」という。)を派遣し、母親の身体的、精神的負担を軽減するとともに、児童福祉の向上に資することを目的とする。</p> <p data-bbox="276 1182 432 1220">(実施主体)</p> <p data-bbox="240 1240 791 1630">第2条 北栄町産前産後家事支援事業(以下「事業」という。)の実施主体は町とし、事業の実施に当たっては、派遣世帯、サービスの内容及び費用負担区分の決定を除き、この事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められた団体(以下「委託業者」という。)に委託することができる。</p> <p data-bbox="276 1653 400 1691">(対象者)</p> <p data-bbox="240 1711 791 1944">第3条 この事業を利用することができる者(以下「対象者」という。)は、町内に住所を有し、かつ現に居住しているもので、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p>	<p data-bbox="914 656 1340 741">北栄町産前産後ヘルパー派遣事業 実施要綱</p> <p data-bbox="853 763 946 801">(趣旨)</p> <p data-bbox="818 822 1369 1160">第1条 この要綱は、母親が産前産後の体調不良等のため、家事を行うことが困難な家庭に、家事の援助を行う産前産後ヘルパー(以下「ヘルパー」という。)を派遣し、母親の身体的、精神的負担を軽減するとともに、児童福祉の向上に資することを目的とする。</p> <p data-bbox="853 1182 1010 1220">(実施主体)</p> <p data-bbox="818 1240 1369 1630">第2条 北栄町産前産後ヘルパー派遣事業(以下「事業」という。)の実施主体は町とし、事業の実施に当たっては、派遣世帯、サービスの内容及び費用負担区分の決定を除き、この事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められた団体(以下「委託業者」という。)に委託することができる。</p> <p data-bbox="853 1653 978 1691">(対象者)</p> <p data-bbox="818 1711 1369 1944">第3条 この事業を利用することができる者(以下「対象者」という。)は、町内に住所を有し、かつ現に居住しているもので、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p>

(1)及び(2) 略

(3) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に支援が必要と認める者

(派遣時間)

第4条 支援員を派遣することができる時間は、午前9時から午後5時までとする。

(サービスの提供内容)

第5条 支援員の提供するサービスは、次に掲げるものとする。

(1)～(5) 略

(利用日数及び時間)

第6条 支援員の派遣を受けることができる日数は、1か月に12日を限度とし、1日2回、1回あたり2時間以内とし、1時間単位とする。ただし、利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数時間は1時間とみなす。

(利用申請)

第7条 この事業の利用を希望する者(以下「申請者」という。)は、原則として利用の10日前までに北栄町産前産後家事支援事業利用申請書(様式第1号)を町長へ提出しなければならない。ただし、派遣について緊急を要すると町長が認めた場合は、この限りではない。

(利用の決定)

第8条 町長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査した上で、その可否を決定し、北栄町産前産後家事支援事業利用決定(却下)通知書(様式第2号)により、申請

(1)及び(2) 略

(派遣時間)

第4条 ヘルパーを派遣することができる時間は、午前9時から午後5時までとする。

(サービスの提供内容)

第5条 ヘルパーの提供するサービスは、次に掲げるものとする。

(1)～(5) 略

(利用日数及び時間)

第6条 ヘルパーの派遣を受けることができる日数は、1か月に12日を限度とし、1日2回、1回あたり2時間以内とし、1時間単位とする。ただし、利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数時間は1時間とみなす。

(利用申請)

第7条 この事業の利用を希望する者(以下「申請者」という。)は、原則として利用の10日前までに北栄町産前産後ヘルパー派遣事業利用申請書(様式第1号)を町長へ提出しなければならない。ただし、派遣について緊急を要すると町長が認めた場合は、この限りではない。

(利用の決定)

第8条 町長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査した上で、その可否を決定し、北栄町産前産後ヘルパー派遣事業利用決定(却下)通知書(様式第2号)により、申

者に通知するものとする。

(利用料)

第9条 前条の規定により事業の利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に定める利用料を町に納付しなければならない。

(利用の中止等)

第10条 略

2 町長は、前項の規定により支援員の派遣の取消しを決定したときは、北栄町産前産後家事支援事業事業取消決定通知書(様式第3号)により、利用者に通知するものとする。

別表(第9条関係)

階層区分	利用料(1時間当たり)
生活保護世帯又は住民税非課税世帯	0円
その他	<u>500円</u>

請者に通知するものとする。

(利用料)

第9条 前条の規定により事業の利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に定める利用料を委託業者に納付しなければならない。なお、委託業者は、委託費用から徴収した利用料を差し引いた額を町長に請求するものとする。

(利用の中止等)

第10条 略

2 町長は、前項の規定によりヘルパーの派遣の取り消しを決定したときは、北栄町産前産後ヘルパー派遣事業事業取消決定通知書(様式第3号)により、利用者に通知するものとする。

別表(第9条関係)

階層区分	利用料(1時間当たり)
生活保護世帯又は住民税非課税世帯	0円
<u>上記以外のひとり親世帯</u>	<u>200円</u>
その他	<u>400円</u>

第2条 北栄町産前産後ヘルパー派遣事業実施要綱の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号を次のように改める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

北栄町産前産後家事支援事業利用申請書

北栄町長 様

申請者 住所  
氏名 印  
連絡先

(本人の署名であることが確認できる限り、押印を省略できます。)

北栄町産前産後家事支援事業利用申請書に記載のある情報を委託機関等に情報提供すること、及び利用料の確認のため申請者及び申請者の世帯の課税状況を照会することに同意した上で、産前産後家事支援事業を申込みます。

住 所	北栄町		
フリガナ氏名		生年月日	年 月 日
出産(予定)日	( 単胎 ・ 多胎 )		
世帯構成	氏名	年齢	続柄
			申請者
利用したいサービスに○をして下さい	内 容 : ・ 食事の準備及び後片付け ・ 衣類の洗濯 ・ 居室等の清掃及び整理整頓 ・ 生活必需品の買い物 ・ その他 ( )	期間 : 年 月 日～ 年 月 日までの間 時間 : 午前・午後 時 分～ 午前・午後 時 分まで	
申請理由 ・ 対象者の体調不良 無・有：理由 ( ) ・ 家族等の支援 有・無：理由 ( ) ・ その他の理由 [ ]			
緊急連絡先	氏名 続柄	電話番号	

様式第2号(第8条関係)

( 番 号 )  
年 月 日

様

北 栄 町 長

北栄町産前産後家事支援事業利用決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のありました北栄町産前産後家事支援事業については、次のとおり決定（却下）したので、通知します。

1 交付決定

対 象 者 氏 名	
住 所	
サービス内容	・ 食事の準備及び後片付け ・ 衣類の洗濯 ・ 居室等の清掃及び整理整頓 ・ 生活必需品の買い物 ・ その他 ( )
利用期間・時間	期間： 年 月 日 ～ 年 月 日 までの間 時間： 午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分 まで
利 用 料	1時間あたり 円

2 却下

却下の理由

3 その他

利用の中止を希望する場合は、希望日の3日前までに申し出て下さい。

様式第3号（第10条関係）

（ 番 号 ）  
年 月 日

様

北 栄 町 長

北栄町産前産後家事支援事業取消決定通知書

年 月 日付で申請のありました北栄町産前産後家事支援事業については、北栄町産前産後家事支援事業実施要綱第10条の規定により次のとおり派遣の決定を取り消しましたので、同条第2項の規定により通知します。

対 象 者 氏 名	
派 遣 決 定 期 間	
派 遣 取 消 期 間	
摘 要	

議案第 15 号

北栄町スポーツ県外派遣費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

北栄町スポーツ県外派遣費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を制定したので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の承認を求める。

令和 6 年 3 月 26 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

別紙のとおり

北栄町スポーツ県外派遣費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

北栄町スポーツ県外派遣費補助金交付要綱(平成18年北栄町教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="272 584 791 674">北栄町スポーツ・<u>文化芸術全国大会等</u>県外派遣費補助金交付要綱</p> <p data-bbox="272 748 368 786">(目的)</p> <p data-bbox="240 808 791 1249">第1条 この要綱は、鳥取県・鳥取県中部の代表として<u>県外のスポーツ大会及び文化芸術に関する全国大会等</u>(以下「大会」という。)に出場する町内に住所を有する小・中学生に対し、参加に要する経費の一部を補助することにより<u>スポーツ及び文化芸術活動の振興</u>に寄与することを目的とする。</p> <p data-bbox="272 1272 464 1310">(補助の対象)</p> <p data-bbox="240 1332 791 1415">第2条 補助の対象となる派遣は、<u>次に掲げる大会とする。</u></p> <p data-bbox="272 1845 791 1928">(1) <u>全国又は都道府県の各種スポーツ競技団体が主催する大会</u></p> <p data-bbox="272 1951 791 2033">(2) <u>国、地方公共団体(教育委員会を含む。)</u>が主催し、共催し、</p>	<p data-bbox="882 584 1369 674">北栄町スポーツ県外派遣費補助金交付要綱</p> <p data-bbox="850 748 946 786">(目的)</p> <p data-bbox="818 808 1369 1149">第1条 この要綱は、鳥取県・鳥取県中部の代表として<u>県外のスポーツ大会</u>に出場する町内に住所を有する小・中学生に対し、参加に要する経費の一部を補助することにより<u>スポーツ振興に寄与</u>することを目的とする。</p> <p data-bbox="850 1272 1042 1310">(補助の対象)</p> <p data-bbox="818 1332 1369 1821">第2条 補助の対象となる派遣は、<u>県予選その他県規模の選考会(推薦を含む)を経て出場する県外で行われるスポーツ大会への派遣で、全国又は都道府県の各種スポーツ競技団体が主催する中国大会以上の規模と認められる大会とする。ただし、上位選手又はチームの辞退により繰り上げ出場する場合は対象としない。</u></p>

<p>又は後援する大会</p> <p>(3) <u>公益を目的とする事業を行う法人又は団体が主催し、共催し、又は後援する大会</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、町長が認めた大会</u></p> <p>2 <u>前項に掲げる大会は、県予選その他県規模の選考会(推薦を含む)を経て出場する大会で、中国大会以上の規模と認められる県外で行われる大会とする。ただし、上位選手又はチームの辞退により繰上げ出場する場合は対象としない。</u></p> <p>3 補助の対象となる者は、<u>前2項の補助の対象となる大会に出場登録する、町内に住所を有する小・中学生(以下「児童等」という。)</u>、またその<u>児童等</u>を引率する監督及び指導者(他補助金の支給のない各1名に限る)とする。ただし、町長が特に必要と認める者はこの限りでない。</p>	<p>2 補助の対象となる者は、<u>前項の補助の対象となるスポーツ大会に出場登録する町内に住所を有する小・中学生の選手</u>、またその選手を引率する監督及びコーチ(他補助金の支給のない各1名に限る)とする。ただし、町長が特に必要と認める者はこの限りでない。</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日の前日までに行われた大会に係る補助金については、なお従前の例による。

議案第 16 号

令和 6 年度こども園、小学校及び中学校医の委嘱について

次の者をこども園、小学校及び中学校医に委嘱したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の同意を求める。

令和 6 年 3 月 26 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

別紙のとおり

# 令和6年度 こども園、小学校及び中学校医名簿

●任期： 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

園・学校	種別	氏名	新規 ／継続	病院等
北条こども園	内科医	高見 博	継続	高見医院
	歯科医	林 映理子	継続	えりい歯科クリニック
	薬剤師	福光 真寿美	新規	(有)加藤調剤薬局
大誠こども園	内科医	妹尾 磯範	継続	せのお小児科内科医院
	歯科医	仲 秀典	継続	仲歯科医院
	薬剤師	福光 真寿美	継続	(有)加藤調剤薬局
由良こども園	内科医	妹尾 磯範	継続	せのお小児科内科医院
	歯科医	橋本 康平	継続	橋本歯科医院
	薬剤師	齋尾 裕紀	新規	野島病院薬剤科
大谷こども園	内科医	妹尾 磯範	継続	せのお小児科内科医院
	歯科医	橋本 康平	継続	橋本歯科医院
	薬剤師	石亀 二美江	継続	まつもと薬局
北条小学校	内科医	高見 博	継続	高見医院
	歯科医	林 映理子	継続	えりい歯科クリニック
	眼科医	寺坂 祐樹	継続	野島病院
	耳鼻科医	山崎 愛語	継続	かほく耳鼻咽喉科クリニック
	薬剤師	生田 麗	継続	大陽堂薬局 本店
大栄小学校	内科医	大石 一康	継続	大石医院
	歯科医	仲 秀典	継続	仲歯科医院
	眼科医	武信 順子	継続	武信眼科医院
	耳鼻科医	山崎 愛語	継続	かほく耳鼻咽喉科クリニック
	薬剤師	森下 聡夫	継続	大陽堂薬局 新町店
北条中学校	内科医	高見 博	継続	高見医院
	歯科医	林 映理子	継続	えりい歯科クリニック
	眼科医	寺坂 祐樹	継続	野島病院
	薬剤師	忌部 美里	継続	大陽堂薬局 本店
大栄中学校	内科医	中本 健太郎	継続	中本内科医院
	歯科医	橋本 康平	継続	橋本歯科医院
	眼科医	武信 順子	継続	武信眼科医院
	薬剤師	牧田 眞知子	継続	大陽堂薬局 本店

※平成30年度より、こども園の眼科医は委嘱しません。

※令和5年度からこども園薬剤師2名新規

議案第 17 号

北栄町中学校区学校運営協議会委員の任命について

北栄町中学校区学校運営協議会委員を任命したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の承認を求める。

令和 6 年 3 月 26 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠 見 隆 志

記

別紙のとおり

議案第 18 号

北栄町社会教育委員及び北栄町公民館運営審議会委員の委嘱について

次の者を北栄町社会教育委員及び北栄町公民館運営審議会委員に委嘱したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の同意を求めらる。

令和 6 年 3 月 26 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

北栄町社会教育委員兼北栄町公民館運営審議会委員

番号	氏 名	所 属 等	構 成 等
5	安田 千秋	町女性会代表	社会教育関係者
6	秋本 民夫	自治会長会代表	社会教育関係者
7	南場 兄一	文化団体代表	社会教育関係者
8	三村 章雄	青少年育成関係者	家庭教育関係者
9	清水 武		学識経験者
10	玉木 純一		学識経験者

任 期 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

【参考資料】

●北栄町社会教育委員に関する条例 抜粋

(定数)

第3条 委員の定数は、12 人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

議案第 19 号

北栄町文化財保護委員会委員の委嘱について

次の者を北栄町文化財保護委員会委員に委嘱したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の同意を求める。

令和 6 年 3 月 26 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

北栄町文化財保護委員会委員

番号	氏 名	所 属 等
1	横濱 純一	学識経験者
2	遠藤 晃子	学識経験者
3	中前 雄一郎	学識経験者
4	荒木 千彰	学識経験者
5	渡邊 太	学識経験者

任 期 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

北栄町文化財保護条例

第 3 条 法第 190 条の規定に基づき、北栄町教育委員会(以下「教育委員会」という。)に北栄町文化財保護委員会(以下「保護委員会」という。)を置く。

- 2 保護委員会の委員(以下「保護委員」という。)の定数は 5 人以内とし、その任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 保護委員は、学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 4 保護委員は、文化財の保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に答え、又は教育委員会に意見を具申し、及びこのために必要な調査研究を行う。

議案第 20 号

北栄町歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱について

次の者を北栄町歴史民俗資料館運営委員会委員に委嘱したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の同意を求める。

令和 6 年 3 月 26 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

北栄町歴史民俗資料館運営委員会委員

番号	氏 名	所 属 等
1	横濱 純一	文化財保護委員
2	中前 雄一郎	文化財保護委員
3	遠藤 晃子	文化財保護委員
4	荒木 千彰	文化財保護委員
5	渡邊 太	文化財保護委員
6	駒井 文男	自治会長会代表

任 期 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

北栄町歴史民俗資料館運営委員会規則

第 3 条 委員会の委員の定数は、10 人以内とし、委員は、教育委員会が次に掲げる者の中から委嘱する。

- (1) 町文化財保護委員代表
- (2) 自治会長会代表
- (3) 青年女性代表
- (4) 高齢者代表
- (5) 学識経験者 2 委員は、再任されることができる。

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

議案第 21 号

北栄町図書館の臨時開館について

北栄町図書館本館を臨時的に開館したいので、北栄町図書館管理運営規則第 9 条第 2 項の規定により委員会の承認を求める。

令和 6 年 3 月 26 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

- (1) 日時 令和 6 年 5 月 3 日 (金) ~ 5 日 (日)  
午前 9 時 30 分 ~ 午後 5 時
- (2) 理由 祝日 3 連休を開館することにより、利用者に対するサービスを拡充し、新たな来館者等の利用できる機会を増やすため。

## 令和6年度学校給食費一食単価等について

令和6年3月教育総務課(北栄町学校給食センター)

### 1 給食単価(食材料費)と学校給食費(保護者等負担額)について

北栄町学校給食における給食単価(食材料費)については、令和5年4月から物価上昇を補うための値上げ(小中学校ともに12円)を実施したところです。

しかし、今年度も物価高騰の影響を受けてほとんどの食材が上昇し、令和6年度においても引き続き物価の上昇が見込まれる状況です。

今後、学校給食において必要とされる栄養価を保ちながら、現在の北栄町学校給食の質(地産地消や食育の取り組みなど)を維持していくためには、給食単価の値上げはやむを得ない状況といえます。

つきましては、令和6年度の給食単価を、物価上昇相当分(小学校26円、中学校23円)の値上げを行います。

なお、上記給食単価の値上げに関しては、給食費(保護者負担)の値上げにて対応することを基本とするところですが、物価高騰等に直面する保護者の経済的な負担等を考慮し、令和6年度においても保護者負担額を現行額に据え置き、値上げ相当分は国の交付金を活用して対応します。

ただし、教職員の皆様につきましては、値上げ分についてのご負担をお願いします。

#### 【値上げの要因】

原油価格の高騰 ⇒ 物流費・光熱費・包装材料等

為替相場(円安) ⇒ 輸入品(食材他)すべて

畜産飼料の高騰 ⇒ 食肉・生乳・乳製品・卵類等

その他 ⇒ 人件費の高騰、異常気象、地政学的要因

#### <令和6年度 給食単価(食材料費)及び給食費(保護者等負担等)>

一食単価	給食単価(食材料費)			備 考
	財源内訳			
	給食費 (保護者負担)	町負担(国費含)		
小学校	323円 (前年度+26円)	278円 (前年度据置)	45円 (前年度+19円)	主食(週4ご飯、週1パン) 副食 牛乳
中学校	375円 (前年度+23円)	330円 (前年度据置)	45円 (前年度+22円)	

※主食(週4回ご飯、週1回パン)、副食、牛乳

#### <令和6年度 給食費(保護者等負担額)一人あたりの年額(最大)> ※前年度同額

学校	年間回数(最大)	給食費 (保護者等負担) 1食単価	保護者等への年間請求額(最大) (1食単価×回数)	保護者等への年間請求額(最大)	
				月額×10回 (5月～翌2月)	最終月(精算) (3月)
小学校	191回	278円	53,098円	4,800円	5,098円
中学校	191回	330円	63,030円	5,500円	8,030円

※学校行事欠食、病気欠食などについては、学校からの異動報告に基づき反映し、最終月に精算します。

### 2 給食調理等の実施体制について

- ・実施体制について、昨年と変更ありません。
- ・調理業務については、引き続き(株)東洋食品に委託し実施します。(令和4年度より5年契約(再委託))
- ・献立作成、食材の購入、調理の指示等については、従来どおり町が直営で行います。調理技術向上のほか、異物混入防止の意識を高く持ち、調理現場と連携し、安心安全でおいしい給食の提供に努めます。
- ・アレルギー対応食については個々のアレルギー状況を確認し、保護者、学校と調整のうえ必要な対応を行います。除去食が確実かつ安全に提供できるよう保護者、学校、センター及び委託業者が常に情報を共有しながら業務にあたります。

●令和6年度 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助費支給に係る認定結果について

(令和6年3月1日時点)

(単位:人)

		申請者				認定				不認定・申請取下			
		保護者	うち新規	児童生徒	うち新規	保護者	うち新規	児童生徒	うち新規	保護者	うち新規	児童生徒	うち新規
北条小	令和6年度			58	9			57	8	1		1	1
	(うち新入生)			9				8				1	
大栄小	令和6年度			23	1			22	0	1		1	1
	(うち新入生)			4				3				1	
北条中	令和6年度			24	2			24	2				
	(うち新入生)			8				8					
大栄中	令和6年度			30	0			30	0				
	(うち新入生)			11				11					
北条地区		53	7	82	11	52	7	81	10	1	0	1	1
大栄地区		36	1	53	1	35	1	52	0	1	0	1	1
合計	令和6年度	89	8	135	12	87	8	133	10	2	0	2	2
	(うち新入生)			32				30				2	

※人数には、要保護者・準要保護者を含めます。今年度の要保護認定者は、北条中児童1名(1世帯)のみ。

(参考)

※年度当初時点

		申請者				認定				不認定・申請取下			
		保護者	うち新規	児童生徒	うち新規	保護者	うち新規	児童生徒	うち新規	保護者	うち新規	児童生徒	うち新規
北条小	令和3年度			49	6			49	6			0	0
	令和4年度			57	10			57	10			0	0
	令和5年度			52	4			57	10			0	0
大栄小	令和3年度			26	1			26	1			0	0
	令和4年度			27	4			27	4			0	0
	令和5年度			32	7			27	4			0	0
北条中	令和3年度			32	0			32	0			0	0
	令和4年度			20	1			20	1			0	0
	令和5年度			27	3			20	1			0	0
大栄中	令和3年度			18	0			18	0			0	0
	令和4年度			17	0			17	0			0	0
	令和5年度			25	1			17	0			0	0
北条地区	令和4年度	54	7	77	11	54	7	77	11	0	0	0	0
	令和5年度	55	4	78	7	54	4	77	7	1	0	1	0
大栄地区	令和4年度	30	6	44	4	30	6	44	4	0	0	0	0
	令和5年度	38	5	57	6	37	5	56	6	1	0	1	0